

園芸博覧会協会への提出日：(西暦) 年 月 日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 御中

氏名： _____

国際園芸博覧会に係る在留期間：(西暦) 年 月 日～ 年 月 日

2027年国際園芸博覧会の関係者及びその配偶者又は子における
国民健康保険制度への加入に関する意向確認書

I. 国民健康保険制度への加入希望

(1から3のいずれかを○で囲んでください。)

1. 希望する
2. 希望しない
3. 以下の事由により加入対象とならない。(該当する事由を○で囲んでください。)
 - ・在留期間が3か月以下で日本の住民基本台帳に登録されない場合
 - ・日本の事業所等で健康保険や共済組合へ加入している場合
 - ・自国の社会保障制度で医療給付を受けることができるものとして社会保障協定により日本の国民健康保険制度が適用されないこととなる場合

II. 世帯の代表者名 (国際園芸博覧会の関係者及びその配偶者又は子の特定活動で日本国内に在留する者の中に世帯主がいる場合は、その世帯主名を記載すること。)

※枠内は公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が記入するので、
記入しないでください。

(西暦) 年 月 日

留意事項

2027年国際園芸博覧会の参加者及びその配偶者又は子の特定活動で日本国内に在留する場合には、日本の国民健康保険制度への加入は免除されていますが、5に記載する手続きにより国民健康保険制度に加入することも可能です。

以下の留意事項を確認の上で、国民健康保険制度への加入に関する意向確認書（以下「意向確認書」という。）に加入希望の有無（※）を記載し、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「園芸博覧会協会」という。）に提出いただくとともに、国民健康保険制度への加入を希望される方は、5にならい必要な手続きを行ってください。

なお、4に記載する場合には、希望にかかわらず国民健康保険制度に加入することになります。

※ 加入希望の有無（意向）は、同一世帯に属する国際園芸博覧会の参加者及びその配偶者又は子の全ての者が同一の意向となるよう提出する必要があります。

世帯内に「2027年国際園芸博覧会の関係者及びその配偶者又は子における後期高齢者医療制度への加入に関する意向確認書」（以下「後期高齢者医療制度の意向確認書」という。）を提出することとなる者がいる場合においては、後期高齢者医療制度の意向確認書についても同一の意向となるよう提出する必要があります。

1. 国民健康保険への加入を希望する場合、意向確認書の写し（紙媒体に印刷したもの）を、5の手続きの際に使用するため、園芸博覧会協会から交付される意向確認書の写し（電子媒体）はなくさずに保管ください。国際園芸博覧会の参加者及びその配偶者又は子の特定活動で在留する者が擬制世帯又は既存の世帯に加入する場合は、当該世帯の世帯主に5の手続きを行ってもらう必要があるため、意向確認書の写し（園芸博覧会協会から交付される電子媒体を紙媒体に印刷したもの）を世帯主に渡すようにしてください。
2. 加入を希望しない場合も、意向確認書の写し（電子媒体）は保管ください。市町村の窓口において、国民健康保険制度への加入を免除するために、意向確認書の写し（園芸博覧会協会から交付される電子媒体を紙媒体に印刷したもの）を提示するよう求められる場合があります。
3. 5の手続きにより国民健康保険へ加入するには、5の届書を提出する時点において、当該世帯に属する者（※1）のうち、国際園芸博覧会の参加者及びその配偶者又は子の全ての者が届書を提出して国民健康保険又は後期高齢者医療制度（※2）に加入する必要があります。

（※1）ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第6条第1号から第10号まで及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）第1条第5号に該当する者や、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第51条第1号及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第9条第6号に該当する者は、それぞれ国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の適用を除外されているため、加入する必要はありません。

(※2) 当該世帯のうち、75歳以上の者などは、国民健康保険制度ではなく、後期高齢者医療制度に加入することとなります。

4. 国際園芸博覧会の参加者及びその配偶者又は子の特定活動で在留する者が、5の手続きを行って既に国民健康保険制度又は後期高齢者医療制度に加入している者の世帯に属することとなる場合には、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入することとなります。
5. 国民健康保険制度に加入するには、都道府県の区域内に住所を有するに至ってから又は国保法第6条各号のいずれにも該当しなくなってから14日以内に、その者が属する世帯の世帯主が、国保則第2条又は第3条に規定する届書と意向確認書の写し（園芸博覧会協会から交付される電子媒体を紙媒体に印刷したもの）を当該世帯主が住所を有する市町村の窓口に提出する必要があります。
6. 国民健康保険制度に加入すると、医療保険給付を受ける代わりに、国民健康保険料（税）を納める必要があります。
7. 国民健康保険制度の被保険者である間に医療保険給付を受けなかった場合でも、その間に払っていた国民健康保険料（税）は還付されません。
8. 国民健康保険制度の被保険者となった後に、国保法第6条各号に掲げる事由に該当するに至った場合及び別の都道府県への引っ越しや帰国により従前の市町村の区域内に住所を有しなくなった場合は、国民健康保険制度の被保険者資格は喪失しますので、市町村の窓口で資格喪失手続（国保則第12条及び第13条の資格喪失の届出）を行う必要があります。また、引っ越しにより別の都道府県の市町村の区域内に新たに住所を有するに至った場合は、14日以内に、新たに住所を有することとなった区域の市町村の窓口で国保則第2条に規定する届書と意向確認書の写し（園芸博覧会協会から交付される電子媒体を紙媒体に印刷したもの）を再度提出する必要があります。
9. 同一の都道府県内の他の市町村に住所を変更する場合は、14日以内に、引っ越し前の市町村に住所変更手続（国保則第11条の住所変更の届出）を行い、また引っ越し先の市町村に住所変更手続（国保則第4条の住所変更の届出）を行う必要があります。その際、引っ越し先の市町村に対しては、国保則第4条に規定する届書のほか、意向確認書の写し（園芸博覧会協会から交付される電子媒体を紙媒体に印刷したもの）を再度提出する必要があります。
10. 同一の市町村の区域内で住所を変更した場合は、14日以内に、市町村の窓口で住所変更の手続（国保則第10条の届出）を行う必要があります。
11. 国民健康保険制度の被保険者となった後、国保法第6条各号に掲げる事由が発生しない場合は、日本に住所を有している期間中は国民健康保険制度（又は後期高齢者医療制度）に加入することになり、途中で任意に脱退することはできません。日本在留中に引っ越し等によりお住まいの市町村が変わる場合や、途中で後期高齢者医療制度に切り替わる場合も同様です（途中で後期高齢者医療制度に切り替わる場合、最初に提出された国民健康保険制度への加入意向をもって後期高齢者医療制度への加入意向も

あるものとみなされ、後期高齢者医療制度の被保険者となります。)

12. 国民健康保険制度に加入する者のうち、40歳以上の者については、介護保険制度にも加入することとなり、介護保険給付を受ける代わりに、介護保険料を納める必要があります。
13. 介護保険制度の被保険者である間に介護保険給付を受けなかった場合でも、その間に払っていた介護保険料は還付されません。

(介護保険制度の概要：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html)

以上

(参考)

○国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(適用除外)

- 第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の被保険者とならない。
- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被保険者
 - 三 国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)に基づく共済組合の組合員
 - 四 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - 五 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
 - 六 船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者
 - 七 健康保険法第二百六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
 - 八 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による被保険者
 - 九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者
 - 十 国民健康保険組合の被保険者
 - 十一 その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

○国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)

(都道府県の区域内に住所を有するに至つた者に係る資格取得の届出)

- 第二条 都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があつたときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。
- 一 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、世帯主との続柄、現住所、従前の住所及び職業
 - 二 資格取得の年月日及びその理由
 - 三 その世帯に既に被保険者の資格を取得している者があつた場合には、その旨、その者に係る法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号(その者の属する世帯の世帯主が法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給することとされているときは、その旨及び被保険者記号・番号。以下「被保険者記号・番号」という。)及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者があつた場合には、その旨
 - 四 都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、世帯主となつた者(当該都道府県の区域内に住所を有するに至つた日の前日において、国民健康保険法施行令(昭和三十二年政令第三百六十二号。以下「令」という。)第二十九条の七第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者(地方税法(昭和三十二年法律第二百二十六号)の規定による特定同一世帯所属者を含み、以下「特定同一世帯所属者」という。)が属する世帯の世帯主であつた者に限る。)と当該特定同一世帯所属者が同一の日にか

- 該都道府県の区域内に住所を有するに至つた場合には、その旨
- 五 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合に於ては、その旨及び本邦において行うことができる活動
- 六 都道府県の区域内に住所を有するに至つたときに当該被保険者がその属する世帯を変更した場合又は当該世帯の世帯主に変更があつた場合には、その旨
- 七 個人番号の変更をしたことがある場合には、その時期
- 2 (略)
- 3 第一項第五号の場合にあつては、同項の届出は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条第二項に規定する同令別記第七号の四様式による指定書を提示して行わなければならない。

(法第六条各号のいずれにも該当しなくなつた者に係る資格取得の届出)

第三条 法第六条各号のいずれにも該当しなくなつたため、被保険者の資格を取得した者があつたときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、前条第一項各号に掲げる事項（被保険者の資格を取得した者の現住所及び従前の住所を除く。）を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

(同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した者に関する届出)

- 第四条 被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更し、市町村の区域内に住所を有するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。
- 一 被保険者の氏名、性別、生年月日、個人番号、世帯主との続柄、現住所、従前の住所及び職業
 - 二 市町村の区域内に住所を有するに至つた年月日
 - 三 その世帯に他の被保険者があつた場合には、その旨、その者に係る被保険者記号・番号及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者があつた場合には、その旨
 - 四 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、世帯主となつた者（当該市町村の区域内に住所を有するに至つた日の前日において、特定同一世帯所属者が属する世帯の世帯主であつた者に限る。）と当該特定同一世帯所属者が同一の日に当該市町村の区域内に住所を有するに至つた場合には、その旨
 - 五 日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合に於ては、その旨及び本邦において行うことができる活動
 - 六 市町村の区域内に住所を有するに至つたときに当該被保険者の属する世帯に変更があつた場合又は当該被保険者の属する世帯の世帯主に変更があつた場合には、その旨
 - 七 個人番号の変更をしたことがある場合には、その時期
- 2 前項第四号の場合にあつては、同項の届出は、従前の住所を有した市町村により交付された特定同一世帯所属者証明書を提示して行わなければならない。
- 3 第一項第五号の場合にあつては、同項の届出は、出入国管理及び難民認定法施行規則第七条第二項に規定する同令別記第七号の四様式による指定書を提示して行わなければならない。

(市町村の区域内における世帯主の住所変更の届出)

- 第十条 世帯主は、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。
- 一 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日
 - 二 世帯主の個人番号
 - 三 被保険者記号・番号

(同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更した者に関する届出)

- 第十一条 被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更し、市町村の区域内に住所を有しなくなつたときは、当該被保険者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出するとともに、当該被保険者が資格確認書の交付を受けている場合には、当該被保険者に係る資格確認書を返還しなければならない。
- 一 被保険者の氏名、個人番号及び世帯主との続柄
 - 二 市町村の区域内に住所を有しなくなつた年月日
 - 三 変更後の住所
 - 四 被保険者記号・番号

(都道府県の区域内に住所を有しなくなつた者に係る資格喪失の届出)

- 第十二条 都道府県の区域内に住所を有しなくなつたため、被保険者の資格を喪失した者があつたときは、その者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有していた市町村に提出しなければならない。
- 一 被保険者資格を喪失した者の氏名、個人番号及び世帯主との続柄
 - 二 資格喪失の年月日及びその理由
 - 三 変更後の住所
 - 四 被保険者記号・番号

- (法第六条各号のいずれかに該当するに至つた者に係る資格喪失の届出)
- 第十三条 法第六条各号のいずれかに該当するに至つたため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、第十二条各号（第三号を除く。次項において同じ。）に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第六条第八号又は第九号に該当するに至つたことにより被保険者の資格を喪失した者については、市町村は、第十二条各号に掲げる事項を公簿等によつて確認することができる。

附 則

- (法第六条第十一号の厚生労働省令で定める者の特例)
- 第五条 法第六条第十一号に規定する厚生労働省令で定める者は、令和十年三月三十一日までの間、本則第一条各号に掲げる者のほか、次に掲げる者とする。
- 一 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 二〇二七）の関係者であつて、公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会（令和三年十一月十五日に一般社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動を行うもの（本則第一条第一号に該当する者を除く。）
- 二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、前号に掲げる活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動を行うもの（本則第一条第一号に該当する者を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する者（法第六条第一号から第十号まで及び本則第一条第五号に該当する者を除く。）が、都道府県の区域内に住所を有するに至つてから又は法第六条各号のいずれにも該当しなくなつてから十四日以内に、その者の属する世帯の世帯主が本則第二条又は第三条に規定する届書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出した場合（当該届書を提出する時点において、当該世帯に属する者のうち、前項各号に該当する全ての者（法第六条第一号から第十号まで及び本則第一条第五号に該当する者を除く。）について当該届書を提出する場合であつて、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）附則第二十八条第一項各号に該当する全ての者（高齢者の医療の確保に関する法律第五十一条第一号及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第九条第六号に該当する者を除く。）について同令附則第二十八条第二項に規定する届書を後期高齢者医療広域連合に提出するときに限る。）は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（次項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者となることができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、世帯において、前項の規定により都道府県等が行う国民健康保険の被保険者としているものがある場合又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則附則第二十八条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としているものがある場合は、当該世帯に属する法第五条に該当する者であつて、第一項各号に該当する者（法第六条第一号から第十号まで及び本則第一条第五号に該当する者を除く。）は、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者とする。

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

（被保険者）

- 第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。
- 一 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者
- 二 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

（適用除外）

- 第五十一条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としなない。
- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- 二 前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）

（資格取得の届出等）

- 第十条 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。
- 一 氏名、性別、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）
- 二 資格取得の年月日

- 三 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄
 - 四 その世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合にあっては、その旨及び当該者の被保険者番号(法第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。以下同じ。)、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいない場合にあっては、その旨
 - 五 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であって、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもって在留するものである場合にあっては、その旨及び本邦において行うことができる活動
- 2 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第五十五条第一項本文若しくは第二項(これらの規定を法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。)若しくは法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けなくなったため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。
 - 一 氏名、性別、生年月日、現住所、従前の住所及び個人番号
 - 二 資格取得の年月日及びその理由
 - 三 前項第三号及び第四号に規定する事項
 - 四 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であって、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもって在留するものである場合にあっては、その旨及び本邦において行うことができる活動
 - 3 第一項第五号又は前項第四号の場合にあっては、前二項の規定による届書の提出は、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第七条第二項に規定する同令別記第七号の四様式による指定書を提示して行わなければならない。

第十一条 法第五十一条各号のいずれにも該当しなくなったため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、前条第一項各号に規定する事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

附 則

- 第二十八条 法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、令和十年三月三十一日までの間、本則第九条各号に掲げる者のほか、次に掲げる者とする。
- 一 日本の国籍を有しない者であって、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 二〇二七)の関係者であって、公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会(令和三年十一月十五日に一般社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。)が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動を行うもの(本則第九条第一号に該当する者を除く。)
 - 二 日本の国籍を有しない者であって、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、前号に掲げる活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動を行うもの(本則第九条第一号に該当する者を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する者(法第五十一条第一号、本則第九条第六号に該当する者を除く。以下この項において同じ。)が、七十五歳に達してから、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至ってから若しくは法第五十一条各号のいずれにも該当しなくなってから十四日以内に、当該者が本則第十条又は第十一条に規定する届書を後期高齢者医療広域連合に提出した場合又は前項各号に該当する者であって、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者(法第五十一条各号のいずれかに該当する者を除く。)が、法第五十条第二号に規定する障害の状態にあるとして、本則第八条に規定する申請を行った場合(当該届書を提出する時点又は当該申請を行う時点において、当該世帯に属する者のうち、前項各号に該当する全ての者(法第五十一条第一号及び本則第九条第六号に該当する者を除く。))について当該届書を提出する又は本則第八条第一項に規定する申請を行う場合であって、かつ、当該世帯に属する国民健康保険法施行規則附則第五条第一項各号に該当する全ての者(国民健康保険法第六条第一号から第十号まで及び国民健康保険法施行規則第一条第五号に該当する者を除く。)が同令附則第五条第二項に規定する届書を市町村に提出するときに限る。)、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とすることができる。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、世帯において、前項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としているものがある場合又は国民健康保険法施行規則附則第五条第二項の規定により都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者としているものがある場合は、当該世帯に属する法第五十条各号のいずれかに該当する者であって、第一項各号に該当する者(法第五十一条第一号及び本則第九条第六号に該当する者を除く。)は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。